

「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」について

1. 趣旨

A B Sに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、産業界及び学术界の有識者等により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」（以下、「検討会」という。）を環境省が設置する。

2. 委員

（50音順、敬称略）

浅間 宏志	日本漢方生薬製剤協会生薬委員長	
足立 直樹	(株)レスポンスアビリティ代表取締役	
磯崎 博司	上智大学大学院地球環境学研究科教授	(座長)
小幡 裕一	(独)理化学研究所バイオリソースセンター長	
北村 喜宣	上智大学法科大学院教授	
鈴木健一朗	(独)製品評価技術基盤機構バイオテクノロジーセンター上席参事官	
鈴木 睦昭	(共)情報・システム研究機構国立遺伝学研究所知的財産室長	
炭田 精造	(財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所技術顧問	
寺田 雅一	(株)タキイ種苗総務部法務課長	
西澤 義則	(株)花王生物科学研究所シニアパートナー	
二村 聡	(株)ニムラ・ジェネティック・ソリューションズ代表取締役	
藤井 光夫	日本製薬工業協会知的財産部長	
丸山 純一	(財)食品産業センター技術環境部次長	
吉田 正人	筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授	

(公益財団法人日本自然保護協会専務理事、IUCN日本委員会会長)

オブザーバー：名古屋議定書に係る国内調整等作業部会 関係省庁等

3. 検討事項

下記の事項を中心に、名古屋議定書の義務規定への対応のあり方について検討する。

- ・ ABS 国内法令等の遵守に関する事項
- ・ 遺伝資源の利用の監視に関する事項
- ・ 国内の遺伝資源へのアクセスに関する事項
- ・ 普及啓発に関する事項

4. 開催方法

検討会及び資料、議事要旨については原則公開とする。